

放置自転車は やめましょう

- 今後も引き続き、全駅で放置自転車の即時撤去を実施します
- 駅周辺は自転車放置禁止区域です ● 自転車駐車場(駐輪場)を利用しましょう ※駐輪場の募集案内は4面にあります

放置自転車の撤去 Q&A

Q 放置自転車ってなに？

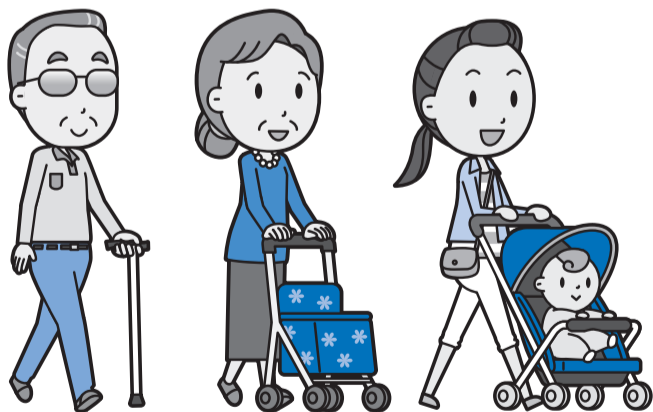
A 乗り捨てられた自転車や、通勤・通学のために長時間置いてある自転車だけでなく、買い物などのわずかな時間であっても路上に置かれた自転車は放置自転車です。

Q 邪魔にならない所に短時間置いても撤去されるの？

A 皆さんが安全に通行できるようにするため、短時間の放置でも撤去対象となります。

「ちょっとだけ…」と1台置かれると、そこが自転車を置いてよい場所と認識されてしまい、放置自転車が次々と増えてしまいます。最初の1台が邪魔でなくても、増えてしまえば大きな障害物になります。

また、放置された時間の長さに関係なく、体の不自由な人、高齢者、幼児を連れている人やベビーカーを使用している人などが通行する際の危険は発生します。特に目の不自由な人にとっては、点字ブロックの周辺ではなくても、放置自転車は危険な障害物です。



Q どうやって撤去するの？

A 市内全ての駅周辺道路を自転車の放置禁止区域(2・3面参照)に指定し、撤去を行います。

放置禁止区域には赤色・オレンジ色の看板等を設置し、自転車駐車場誘導員を配置して呼び掛けを実施しています。

放置車両に「放置自転車移送通告書」を貼り付けてから撤去します(私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません)。

Q チェーン錠などでガードレールなどにくくり付けてある場合は？

A 撤去のためチェーン錠をやむを得ず切断する場合があります。※弁償は一切しません。

Q 撤去された自転車の返還方法は？

A 撤去した自転車は、撤去した駅ごとに5カ所の自転車保管所で2カ月間保管しています(表1)。保管している自転車は、週4回の返還日に保管所で返還します(表2)。

表1 自転車保管所一覧

保管所名称	保管所の住所・電話番号	管轄する放置禁止区域	
		2021年3月31日まで	2021年4月1日以降の予定
大橋	大橋181の2 ☎392-4433	松戸駅東口 矢切駅 秋山駅 放置禁止区域外	2021年3月31日をもって閉鎖予定
馬橋東	中根39の1 ☎366-0883	松戸駅西口 北松戸駅	松戸駅 北松戸駅 矢切駅 秋山駅
旭町	旭町1の105の1 ☎349-4664	馬橋駅 新松戸駅 幸谷駅 北小金駅 小金城趾駅	馬橋駅 新松戸駅 幸谷駅 北小金駅 小金城趾駅
河原塚	河原塚294 ☎392-7074	上本郷駅 松戸新田駅 みのり台駅 八柱駅 常盤平駅 東松戸駅 松飛台駅	上本郷駅 松戸新田駅 みのり台駅 八柱駅 常盤平駅 東松戸駅 松飛台駅
六高台	六高台8の11 ☎389-6020	五香駅 元山駅 六実駅	五香駅 元山駅 六実駅 放置禁止区域外

表2 返還案内

返還日時	火・木曜…16時～20時 土・日曜…10時～14時 (祝日、年末年始を除く)
持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの、移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)
保管期間	移送日から2カ月

放置自転車の撤去や保管には、多額の費用が必要となります。2019(令和元)年度は放置自転車撤去に約5,350万円、保管所の管理に約3,540万円、放置自転車防止啓発に約6,910万円の総額約1億5,800万円がかかっています。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の際に移送保管料の一部を負担してもらいます。

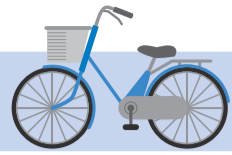
自転車に住所・氏名が表示されている場合や、防犯登録番号から所有者が判明した場合は、返還通知のはがきを発送し、それ以外は告示で撤去したことをお知らせします。



**自転車は防犯登録を
してください**



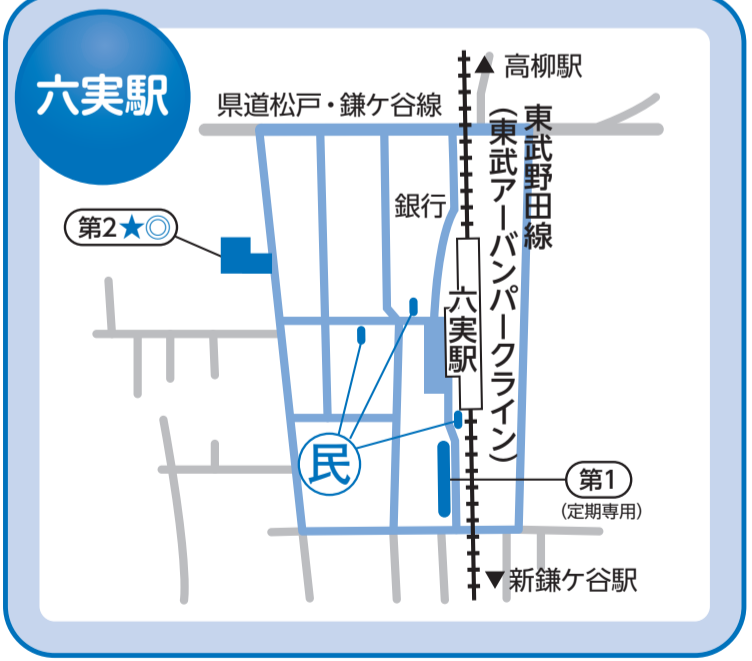
**自転車が盗まれたら
警察へ盗難届を**



松戸市駐輪場&自転車放置禁止区域マップ

★指定駐輪場(定期使用券売機設置)
 ◎原付・普通自動二輪車の受け入れが可能な駐輪場
 ■自転車の放置禁止区域 民 民間駐輪場

(※)以下3カ所の駐輪場は対象普通自動二輪車の受け入れはできません。
 ・北松戸駅東口第1
 ・新松戸駅西口第1
 ・北小金駅北口高架下



お知らせ

- 2020(令和2)年10月に、馬橋駅西口第2駐輪場(一時使用専用の機械式駐輪場)を開設しました
- 2021(令和3)年4月に、新松戸駅西口高架下第1駐輪場がリニューアルオープンします。一時使用台数を大幅に拡大しますので、短時間利用にぜひご活用ください
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施していた公開抽選は中止します
- 老朽化した駐輪場の改修工事を順次実施します。工事内容によっては、利用制限や代替駐輪場への移動などのご協力をお願いすることがあります(詳細は、各駐輪場の掲示板でお知らせします)

2021
(令和3)
年度

有料駐輪場の定期利用者を募集します

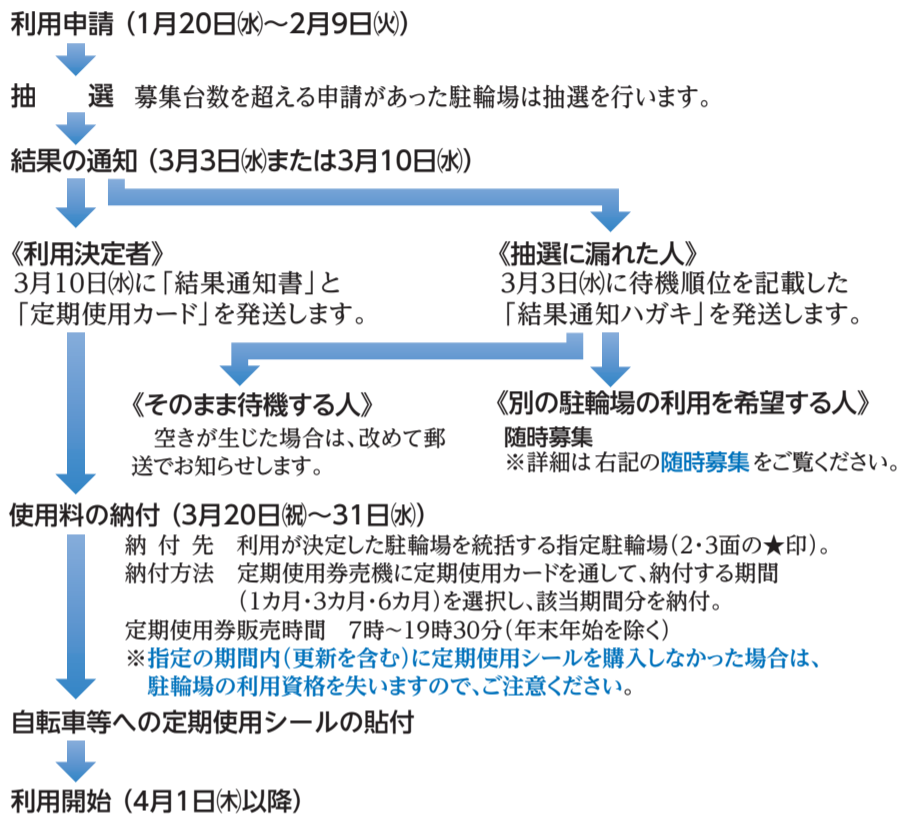
申し込み期間 1月20日(水)～2月9日(火)

現在定期利用している人・待機している人も、3月末日で利用・待機期間が満了となるため、新たに申請が必要です。



当初募集詳細・インターネット申請はこちら

定期利用開始までの流れ



随時募集

対象 当初募集で落選または年度途中から定期利用を希望する人

4月1日(木)利用開始分の申請期間は3月15日(月)～20日(祝)

指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で、4月1日(木)利用開始分の申請を先着順で受け付けます。

希望する駐輪場の空きの有無にかかわらず受け付け、許可または待機の結果通知書を発送します。

駐輪場に空きがある場合

- ① 使用許可の結果通知書を発送します。
- ② 指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で定期使用カードを受け取り、4月10日(土)までに定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

駐輪場に空きがない場合

- ① 待機順位が記載された結果通知書を発送します。
 - ② 後日空きが生じたことで待機順位が繰り上がった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送します。
- ※待機中に同一駅内の他の駐輪場に再度申請することもできますが、その場合、待機は取り消されます(後に申請した内容のみ有効となります)。

5月1日(土)利用開始分以降の申請期間は3月21日(日)から

3月21日(日)以降は、指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟で、随時(毎日)申請を先着順で受け付けます。

※月初から使用開始を希望する場合は、前月の20日までに申請してください。

スケジュールの例

利用希望日	申込受付期間	結果通知書の発送時期	使用料納付期限
7月1日(木)から	5月21日(金)～6月20日(日)まで	(6月10日(木)までに申し込みの場合)6月中旬 (6月11日(金)以降に申し込みの場合)6月下旬	6月末
8月1日(日)から	6月21日(月)～7月20日(火)まで	(7月10日(土)までに申し込みの場合)7月中旬 (7月11日(日)以降に申し込みの場合)7月下旬	7月末

※結果通知書が届いた後の流れは、4月1日(木)利用開始分と同様です。

※利用する月の前月末までに定期使用シールを購入して使用料を納付してください。

一時使用

一部の駐輪場では「一時使用コーナー」を設けています(2・3面参照)。定期使用の待機中や、買い物、外出の際にご利用ください。

一時使用取り扱い時間

有人管理 毎日7時～19時30分(年末年始を除く)です。なお、事前に回数券を購入した場合は、時間外でも利用できます。

無人管理(機械式) 毎日24時間 ※回数券は使用できません。利用時間に応じた後払い方式です。

注意事項

- 延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟にご連絡ください。連絡がない場合は保管所へ移送します。
- 管理人が1台でも多く利用できるように整理を行っていますが、満車の場合は、安全のため利用をお断りすることがあります。
- 回数券を購入した場合でも、優先的に駐輪できるものではありませんので、ご了承ください。

申請できる人 【1人1駅につき1申請できます】

- 防犯登録を受けた自転車を所有している
 - 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している
 - 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車を所有している
- ※水色ナンバーのバイク(ミニカー)は、市営駐輪場は利用できません。
※市外在住の人も申し込みできます。
※同一駅内の申請は、当初募集は第2希望まで、随時募集は第1希望のみ。

当初募集 対象 4月1日(木)から定期利用を希望する全ての人(抽選)

- 駐輪場の所在地 2・3面の松戸市駐輪場マップをご覧ください。
- 駐輪場利用時間 24時間(一部の地下式駐輪場を除く)
- 有人管理時間 7時～19時30分(年末年始を除く)。
- 申請書・パンフレットの配布方法 指定駐輪場の管理棟(2・3面の★印)または有人管理を行っている駐輪場(松戸駅東口相模台駐輪場は除く)で配布
- 申し込み方法 必ずパンフレットを読んだ上、次のいずれかの方法でお申し込みください。
- 指定駐輪場(2・3面の★印)に備え付けの回収ボックスに投函(設置時間 7時～19時30分)
 - 2月9日(火)[消印有効]までに、郵送で交通政策課へ
 - インターネット申請(当初募集のみ可能。詳細は上記QRコードから。)

駐輪場使用料(税込)

定期使用(月額)

区分	最寄りの駅から駐輪場までの距離	屋根あり		屋根なし	
		200メートル以内	200メートルを超える	200メートル以内	200メートルを超える
自転車	一般	1,570円	1,250円	1,040円	830円
	高校生以下	1,040円	830円	730円	520円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)		2,300円	1,880円	1,780円	1,460円

- 大学生・専門学校生は、割引の対象ではありません。
- 定期使用の原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)は、高校生以下の割引はありません。
- 生活保護世帯または障害者手帳を持っている人は、免除申請を行うことで使用料の納付が免除されます。
- 学校の夏休み期間など、駐輪場を利用しない月でも使用料を納付する必要があります。

一時使用

管理	区分	料金	回数券
有人	自転車	1回100円	100円券11枚つづり1,000円
	原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	1回150円	150円券11枚つづり1,500円
無人(機械式)	自転車	駐輪後2時間無料 24時間ごとに100円	使用不可
	原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	駐輪後2時間無料 24時間ごとに150円	使用不可

- 一時使用には、高校生以下の割引はありません。
- 回数券の払い戻しはできません。

土地の有効活用で駐輪場を経営してみませんか

市では放置自転車を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保に努めています。駅周辺に土地をお持ちで、「土地を有効活用したい」「駐輪場を経営したい」という人を求めています。駐輪場の経営・補助制度についての質問・相談などはお気軽に交通政策課 ☎047-366-7439までお問い合わせください。